

# 使用料・手数料見直しに関する基本方針

平成 28 年 3 月

土 岐 市

## はじめに

土岐市では、平成23年4月に第5次土岐市行財政改革大綱を策定しました。将来にわたる安定した市政運営のため、新たな財源確保のための取り組みや徴収体制の強化、受益と負担の適正化等による最大限の歳入の確保に努めるとともに、経費の節減・事務事業の見直し等による土岐市の適正な歳出規模の実現など、歳入歳出両面にわたる改革を行い、健全な財政運営の推進を図ることとしました。

この大綱では、基本方針として「健全な財政運営の推進」、「効率的・効果的な行政サービスの推進」、「市民との協働まちづくりの推進」を掲げました。「健全な財政運営の推進」では、歳入の確保として、受益者負担の適正化を進めることとし、施設利用状況や他市の料金体系等を把握した上で、必要に応じて、適正な受益者負担となるよう使用料・手数料等の見直しを行うこととしました。

使用料は、地方自治法第225条を根拠とする「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として料金を徴収するもので、公民館・ホール・体育施設等使用料等があります。手数料は、同法第227条を根拠とする「特定の者のためにする」事務に要する費用に充てるために徴収する料金で、戸籍謄本交付手数料、住民票の写しの交付手数料、各種証明手数料等があります。

使用料及び手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要であり、公費負担を支える納税者としての市民、また、受益者としての市民の、それぞれの立場から、理解と納得が得られるものでなければいけません。

今回の基本方針は、行政が提供するサービスにおける市民の受益と負担のあり方や、負担額の設定根拠を明確にし、市民に対して説明責任を果たしていくために策定するものです。厳しい財政状況の中で、行政改革の取組を継続することが重要であることから、今後は本基本方針に基づき、使用料・手数料の見直しを進めます。(法の趣旨や国からの通知に則り、消費税率引上げ分を適正に転嫁することも含んでいます。)

# 1. 基本的な考え方

## 1. 現状と課題

公の施設の使用料は、本来、その施設を利用する者が「施設利用(サービス)の対価」として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充当されるべきものである。

しかし、土岐市においては、使用料等の算定方法や見直し時期を定めた統一的なルールがないため、その多くが消費税導入時期に見直したままになっている。

そのため、施設の維持管理等に要する費用をまかないきれず、一般財源である税等を投入する形となっており、利用する人(受益者)と利用しない人との間に不公平が生じている。

行政としての関与の必要性も考慮し、利益に見合った応分の負担(負担の公平性)を確保しなければならない。

## 2. 見直しの基本方針

### ① 受益者負担の原則(公平化)

施設を利用する者(受益者)と利用しない者との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料・手数料を算定する。ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質(施設の種類、公共性)に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定する。ただし、手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費に充当すべきものと考え、原則100%受益者負担を求めることとする。

### ② 算定方法の明確化(透明化)

応分の負担を求める受益者や市民に対してわかりやすく説明できるように、使用料・手数料の積算根拠を明確にした算定方式等を導入し透明性を確保する。  
(地方交付税制度における各施設の収入算定額も考慮する。)

### ③ コスト削減の努力(低廉化)

算定方式に維持管理等に要する費用(=原価)を反映させることから、効率的な施設運営により費用を低減し、低廉な使用料を追及する。

## 3. 見直しの範囲

使用料については各施設設置管理条例等において定められている公の施設

の使用料、手数料については土岐市手数料徴収条例等に掲げる手数料とするが、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していないサービス等についても、受益者負担の原則に鑑み、基本方針に基づいて徴収の可否を検討する。

なお、現在指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、物価上昇等による施設管理運営経費の変動に的確に対応するため、基本方針に基づき見直しを実施する。

## 2. 算定方法

### 1. 使用料

使用料を行政と受益者とでどの程度の割合で負担するかについて、施設の性格に応じた負担割合を設定し、受益者負担を求めることとし、次の算定式を基本とする。

ただし、使用料計算が困難なものについては、現行使用料や類似施設の使用料を参考に調整する。

#### ① 基本算定式

$$\begin{aligned} \text{原価} &= (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費}) \times 1 \\ \text{使用料} &= \text{原価} \times \text{貸出面積} \div \text{総面積} \times \text{貸出時間} \div \text{年間使用可能時間} \\ &\quad \times \text{受益者負担割合} \end{aligned}$$

※1 「人にかかる費用(人件費)」と「物にかかる費用(物件費等)」「施設の修繕にかかる費用(維持補修費)」をもって原価とする。

- ・人件費は、使用料を徴収すべき施設で従事している職員(正規および嘱託)にかかる給与等(給料+諸手当+共済費等)とする。
- ・物件費は、当該施設の運営、維持管理に要する経常的に発生する経費とする。
- ・維持補修費は、施設の機能保持に要する修繕料等の経費とする。

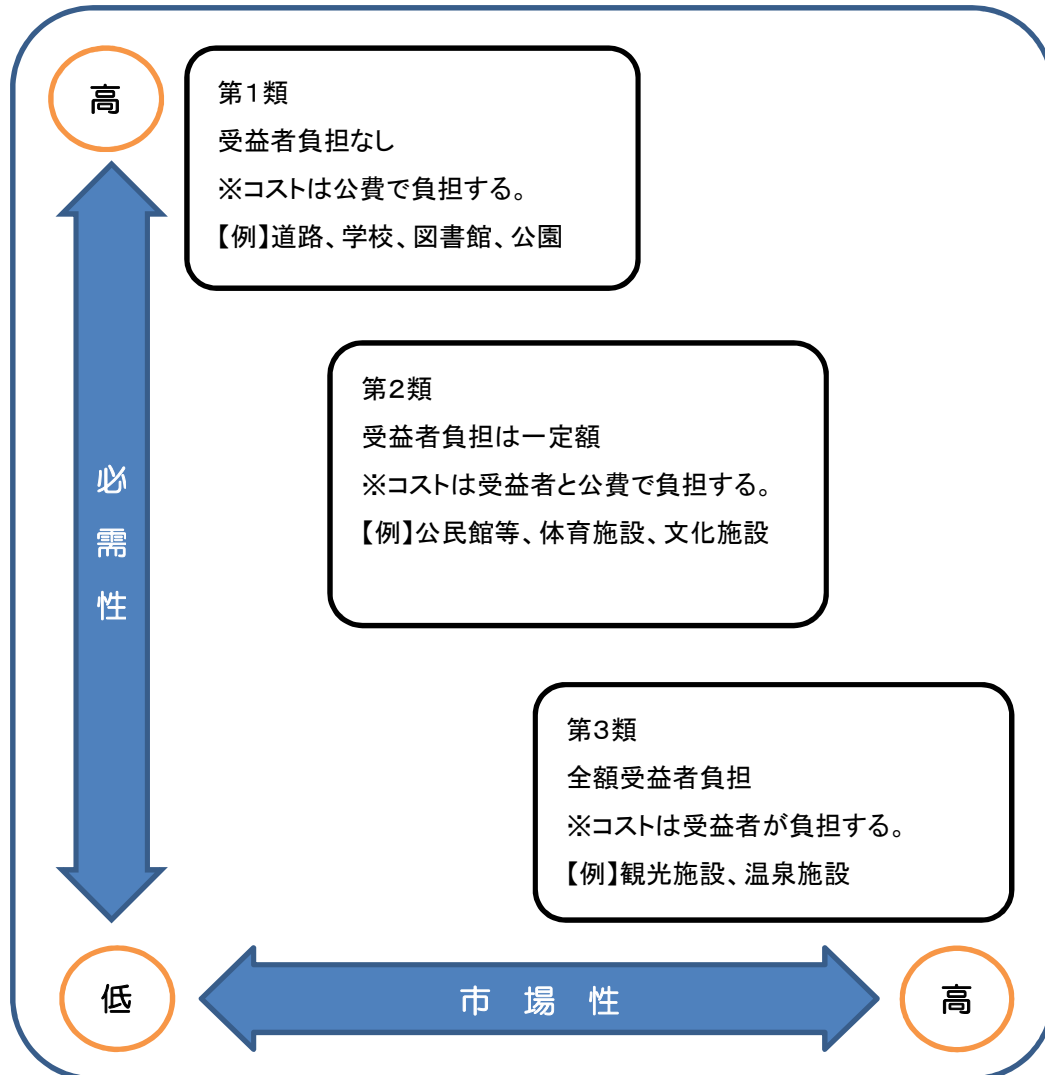
物件費とは具体的には次の経費を指す。

- ・賃金等(日日雇用職員の賃金、社会保険料等)
- ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、備品等の修繕料、光熱水費)
- ・役務費(通信運搬費、手数料、火災保険料等)
- ・委託料(施設の保守・管理委託料等)
- ・使用料及び賃借料(複写機等のリース料、土地賃借料等)
- ・その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理に関する経費

## ② 負担割合

使用料の対象とする施設が、「日常生活に不可欠か(必需的性)」、「民間による提供が難しいか(市場性)」といったサービスの性質(公共性の強弱)によって、受益者と市(公費)の負担割合を定める。

※性質別負担割合のイメージ



### ○必需性について

- ・必需性の高い施設・・・日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするサービスを提供する施設
- ・必需性の低い施設・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするために、特定の市民が恩恵を受ける施設

○市場性について

- ・市場性の高い施設・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合する施設
- ・市場性の低い施設・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

### ③ 利用者区分等による負担割合

受益者負担の公平性を確保するため利用者区分等を設定する場合には、次の標準により定める。

○市外利用者区分を設定する場合は、市民料金の5倍までとする。

○営利目的で使用する場合は以下を目安とする。

- ・営利目的の場合：2倍
- ・入場料を徴収する場合：4倍

○時間帯・曜日による料金格差も考慮する。

## 2. 手数料

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費に充当すべきものと考え、原則100%受益者負担を求めることとし、次の算定方法を基本とする。

ただし、次の算定方法が適切でない場合は、適正な方法により手数料を算定することとする。

$$\text{手数料} = \text{1分あたりの人件費} \times \text{処理時間(分)}^{*2} \\ + \text{当該事案に係る物件費}^{*3}$$

※2 当該事務に係る職員の平均月額人件費(給料+諸手当+共済費等)を月平均平日数20日×一日の勤務時間465分=9,300で除した数値

※3 当該事務に係る年間の物件費(需用費や役務費)の平均を、当該事務の発生件数の平均で除した数値

### 3. 使用料・手数料の減免対象

使用料及び手数料の減免とは、経済的・社会的弱者の支援や、団体の活動促進等のために料金の全部又は一部を政策的な特例措置として減額又は免除するものである。

本来の負担に対する公平性が損なわれることのないよう、施設の設置目的やサービスの性質等を考慮した上で、受益者負担の観点から真にやむを得ないものに限定し減免する。

#### ① 使用料を減免する基準

- ・市主催、市共催など市の行政活動に係る場合
- ・国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する場合
- ・地域活動や団体活動など公益的な活動による場合
- ・負担能力や利用促進等の観点から支援や促進を政策的に行う場合
- ・災害その他緊急止むを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合

#### ② 手数料を減免する基準

- ・国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する場合
- ・法律の規定により無料・減額の扱いをする場合
- ・生活保護等公的扶助を受けている者が必要とする場合
- ・災害、病気等により負担を免除・減額する必要がある場合



## 4. 料金改定サイクル

受益と負担の公平性と運営改善努力を確保するために、使用料及び手数料の見直しは、原則として5年毎に実施する。ただし、経済情勢の変化が著しい場合等特別な事情が生じた場合はこの限りではない。

## 5. その他

### (ア) 使用料・手数料の単位

住民の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、コスト計算で算出した料金の四捨五入により、極力 100 円単位で調整する。

### (イ) 妥当性の考慮

施設の利用率低下や民業圧迫を招く恐れがあるもの等、その他妥当性を欠くものについては、民間や周辺自治体類似施設の料金等、各々の諸事情を勘案して個別に料金設定できるものとする。